

第32回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和6年1月10日(水)
- 2 開催場所 石岡市役所八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員
1番 前島 慎也 2番 飯村 伸一 3番 三輪 正
4番 高橋 浩 5番 萩原 重信 7番 磯部 進
8番 田上 光男 9番 高野 濟 10番 山口 和明
11番 栗原 茂 12番 花和 清治 13番 高橋 憲治
14番 小松 與平
- 4 欠席委員 6番 池田 徹
- 5 事務局 理事兼事務局長 額賀 均 課長 原田 和宣
係長 吉田 祐 主任 鈴木 直行
- 6 審議議案
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号 非農地証明願の意見の決定について
議案第4号 買受適格者証明願の意見の決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後3時15分

議長) 只今より、第32回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、13番、高橋憲

治委員。1番、前島慎也委員の2名をお願いします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しておりますので、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番、4番は、関連する案件ですので一括審議となります。また、現地調査を省略している案件です。審議願います。3番、4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者4名で約398アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稲、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番ないし8番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号7番ないし8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約157アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番ないし8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。7番ないし8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番ないし8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番ないし8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約398アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き路地野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号14番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約171アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、14番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、許可することに決定いたします。続いて、15番、16番は、関連する案件ですので一括審議となります。また、現地調査を省略している案件です。審議願います。15番、16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番、16番については、許可することに決定いたします。続いて、17番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号17番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約11ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続きジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、17番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の17件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農地法の許可を得ず本申請地を寺院への来訪者の駐車場として使用してしまい、今般、違反状態を是正すべく、始末書添付で申請されたものです。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、マンション住まいをされておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電施設を設置したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と雑種地で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号14番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって14番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、15番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号15番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって15番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号16番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、賃貸住宅で暮らしておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって16番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。暫時休憩します。

暫時休憩 午後4時5分

再開 午後4時13分

議長) 再開します。続いて、17番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号17番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。

なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例に該当しており、事前協議を終了しておりますが、申請地に隣接して国の重要文化財である佐久良東雄旧宅があることから、文化財保護の観点から県や市との協議を行うなど、慎重に判断すべきではないかと考えます。つきましては、判断保留とし、継続審議とすべきと思われませんが、委員皆様の、さらなるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番について、継続審議とすることに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番については、継続審議とすることに決定いたします。
続いて、18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号18番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電に適している本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって18番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、19番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号19番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設を設置するにあたり、進入の際の通路として、一時転用したく申請されたものです。転用期間は、6ヶ月です。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって19番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。19番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、19番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、19番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、20番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号20番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電に適している本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって20番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。20番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、20番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、20番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。
続いて、21番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号21番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電設備用地に適している本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって21番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。21番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、21番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、21番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の21件の申請については、17番を除く、20件について許可するものと決定いたしました。

次に、議案第3号、非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠や雑木が生え、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠や葛が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第3号の3件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号、買受適格者証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明(吉田)

議長) 議案の説明が終わりました。1番、2番は、関連する案件ですので一括審議となります。ご審議願います。1番、2番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番、2番について、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番、2番については、証明することに決定いたします。続いて、3番について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番については、証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、証明することに決定いたします。只今の、議案第4号の証明願の3件については、すべて証明するものと決定いたしました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。議案第5号について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。

事務局) 議案第2号17番について、2月の総会にて審議させていただきたいがよろしいか。

議長) 議案第2号17番について、2月の総会にて審議することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 議案第2号17番について、2月の総会にて審議することにいたします。これをもちまして、第32回石岡市農業委員会を閉会いたします。

午後4時45分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和6年1月10日

議事録署名人

議 長

13番

1番